別記様式第８号（法第12条第３項関係）

|  |  |
| --- | --- |
| 地方卸売市場立入検査職員証明書番　　　　　号職 及び 氏名　　　生　年　月　日上記の者は、卸売市場法第14条において準用する同法第12条第２項の規定による地方卸売市場の立入検査をする職員であることを証明する。年　　月　　日　　長野県知事　　　　　　　　　　印 | ………………６センチメートル………………… |

………………………………………９センチメートル………………………………………

|  |
| --- |
| 卸売市場法抜すい第12条第2項　農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、中央卸売市場の開設者に対し、その業務若しくは財産に関し報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員に、中央卸売市場の開設者の事務所その他の業務を行う場所に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。第14条　第五条から第十条まで、第十一条（第一項第一号に係る部分を除く。）及び第十二条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定（第六条第一項を除く。）中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第一項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事（以下第十二条までにおいて「都道府県知事」という。）」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一条第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。 |